

## 茨城県医師会勤務医学術奨励賞規約

- 第1条 茨城県医師会勤務医学術奨励賞(以下、本賞)は茨城県内の医療機関の勤務医で、医学医療上重要な業績を上げたものに授与する。
- 第2条 本賞は毎年1回、茨城医学会総会において授与表彰する。
- 第3条 茨城県内の各大学、各病院、郡市等医師会及び茨城医学会分科会等の関係団体の代表者に推薦を依頼する。
- 第4条 本賞の受賞候補者の選考は、茨城県医師会勤務医委員会にて行う。
- 第5条 受賞者の決定は、茨城県医師会理事会にて行う。
- 第6条 本規約の改訂は茨城県医師会理事会の承認を必要とする。

### 付 則

1. 受賞対象者は、茨城県内の医療機関の勤務医であること。
2. 受賞対象者は、茨城県内で3年以上の医学、医療活動に従事したものであること。
3. 受賞者には副賞として金一封及び記念品を授与する。
4. 受賞者数は10名までとする。
5. 受賞時において、茨城県医師会非会員の場合は入会することを原則とする。